

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
翌日と
翌日と
翌日と)

目次

- ◇規 則 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法等による看護料の支給基準
保険医療機関の指定
- ◇内水面管理委告示 国有財産の用途廃止(四件)
あゆの採捕の禁止

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和二十三年七月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「九月」を「八月」に改め、同条第二項を削る。

第三十四条中「第四号」を「第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条の規定により看護の給付を行う場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和五十年五月一日から適用し、昭和四十九年四月鳥取県告示第三百七十六号(健康保険法等による看護料の支給基準について)は、昭和五十年四月三十日限り廃止する。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

看護料の支給基準

一 病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重

篤でないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

病 種 別	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
コレラ、痘瘡、発疹チフス及びペスト	六、二三〇円五、三〇〇円		—
法定伝染病（コレラ、痘瘡、発疹チフス及びペストを除く。）			
急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	四、九八〇円四、二四〇円三、七三〇円		
その他の疾病	四、一五〇円三、五三〇円三、一一〇円		

二 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合

(一) 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。

(二) 食事及び用便につき介助を要すること。

病 種 別	一日当たりの看護料
コレラ、痘瘡、発疹チフス及びペスト	三、二七〇円
法定伝染病（コレラ、痘瘡、発疹チフス及びペストを除く。） 急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	二、二六〇円
その他の疾病	二、一八〇円

備考

- 一 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
 - 二 泊込みの場合は、一日当たりの看護料の額の二割増とする。
 - 三 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたとときは、一日当たりの看護料の額の二割五分増とし、二と併給することができる。
- ただし、支給基準の二に該当する場合は、この限りでない。
- 四 この基準は、最高額を示したものであり、現に要した看護料がこの支給基準の範囲内であるときは、その額とする。

鳥取県告示第四百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
辻 谷 医 院	米子市純町二丁目 一一八一三	昭和五十年五月二十三日
石 田 医 院	気高郡青谷町大字青谷 三九三六一七	〃
名 島 外 科 医 院	倉吉市東岩倉町二二三六	二十五日
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市湊町一五六	二十八日

中野 医院	東伯郡東伯町保五五一二	〃	二十三日
富谷 齒科 医院	倉吉市河原町一九〇四	〃	十七日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	〃	二十二日
野坂 齒科 医院	日野郡溝口町溝口三三二	〃	一日
音田 齒科 医院	東伯郡東郷町松崎四一〇	〃	

鳥取県告示第四百六十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十七日から用途廃止した。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市玉津字代田二〇番二地先から同市玉津字代田二一番二地先まで		一八・八六	道路敷

鳥取県告示第四百六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十七日から用途廃止した。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
岩美郡福部村大字細川字平山二二八番四地先から同村大字細川字志津九五番地次一地先まで		三七・一一	水路敷

鳥取県告示第四百六十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十七日から用途廃止した。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
岩美郡岩美町大字宇治字岡崎四四一番四地先		一三・一一	水路敷
岩美郡岩美町大字宇治字岡崎四四一番一地先		一八・三四	水路敷

鳥取県告示第四百六十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月二十七日から用途廃止した。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
八頭郡用瀬町大字鷹狩字口金小屋二四六番一地先		三一・〇七	道路敷

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川

昭和五十年六月一日から

昭和五十年六月五日まで

（投網及び引懸（ゾロ）に限る。）

八東川

（八頭郡八東町大字島にお

昭和五十年六月一日から

昭和五十年六月三十日まで

堤から上流域）

智頭川

（八頭郡智頭町大字市ノ瀬

昭和五十年六月一日から

昭和五十年六月三十日まで

えん堤から上流域）

佐治川

（八頭郡用瀬町大字用瀬に

昭和五十年六月一日から

昭和五十年六月三十日まで

おける佐治川と智頭川の合
流点から上流域）

天神川

昭和五十年六月一日から

昭和五十年六月十四日まで

（投網にあつては、六月二十二

日正午）まで

日野川

昭和五十年六月一日から

昭和五十年六月七日まで

（投網にあつては、六月九日まで）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】